

# 令和 9 年就業構造基本調査の 調査事項の検討

総務省統計局労働力人口統計室  
令和 7 年 10 月 6 日

# 調査事項の検討に係る基本的な考え方

ニーズへの対応

1. 統計委員会から答申で示された課題  
⇒ P 2

2. 行政機関、地方公共団体からの調査事項に係る要望  
⇒ P 5

3. 削除する調査事項の検討  
⇒ P 7

4. スポットワークなど新しい働き方に  
ついての検討  
⇒ P16

報告者の負担軽減

調査票スペースの制約

回答しやすい調査票設計

スクラップ＆ビルド＆スペースを基本として、  
調査事項の見直しを行う

# 1. 統計委員会から答申で示された課題

- 「諮問156号の答申 就業構造基本調査の変更について」（令和4年に実施する調査に係る変更）の「3 今後の課題」

## (1) フリーランスの的確かつ継続的な集計の実施

フリーランスについては様々な定義が見られ、今回準拠する公的な定義についても、今後変更されていく可能性がある。については、①フリーランスの定義の変化について、今後も注視し、本調査において的確な集計が継続的に行われるよう対応すること。

また、②今回、調査事項として具体化されていないスキル等の活用について、調査事項を設けることの可能性を引き続き検討すること。

## (2) 郵送提出の導入による影響の検証

今回の変更により導入される調査票の郵送提出は、（中略）報告者や調査員にとって一定の長所がある一方で、調査員が調査票を取集する場合やオンライン回答の場合に比して、調査票の未記入や誤記入が増加することが懸念される。

については、令和4年における本調査の実施後、調査票の提出方法ごとに調査票の記入状況について検証し、郵送提出の導入による影響を確認すること。

# ①フリーランスの定義について

●フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン  
令和3年3月26日策定 内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省

【内容】事業者とフリーランスとの取引について、関連法令の適用関係を、特定受託事業者に適用されるフリーランス・事業者間取引適正化等法を中心に明らかにするとともに、これら法令に基づく問題行為を明確化している。

## 【フリーランスの定義】

実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者  
※令和6年10月18日に改定されているがフリーランスの定義に改正はない。

●特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）  
令和6年11月1日施行 内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省

【内容】発注事業者と特定受託事業者（いわゆるフリーランス）の業務委託に係る取引全般に妥当する、業種横断的に共通する最低限の規律を設けることにより、特定受託事業者に係る「取引の適正化」、「就業環境の整備」を図る。

## 【特定受託事業者の定義】

一 個人であって、従業員を使用しないもの  
二 法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの  
※実店舗の有無については言及なし。



当調査ではフリーランスの数を集計するにあたり、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」の定義を令和9年調査でも継続して準拠したい。

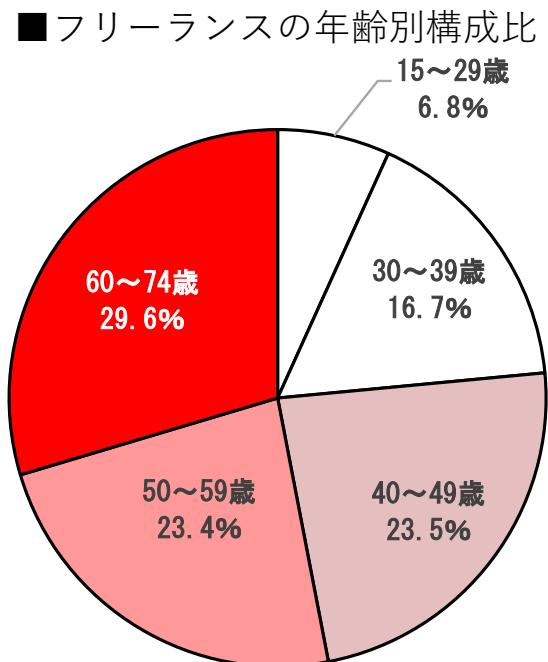
なお、「特定受託事業者」に該当する数を把握できるように、統計表に「会社などの役員」について「雇人あり・なし」の分類事項を追加することで対応を検討。

## ②要件に沿った調査事項の検討

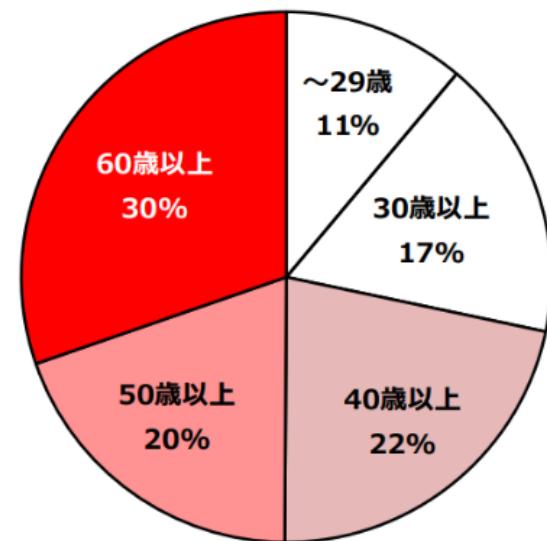
- フリーランスの取引実態を幅広く調査することなどを目的として内閣官房で実施した「フリーランス実態調査」の結果と令和4年就業構造基本調査の結果を比較すると、結果は近似している。
- 改正後のガイドラインでは、「自身の経験や知識、スキルを活用して」を定義の要件としているものの、具体的な内容の提示はない。

令和4年就業構造 基本調査		フリーランス実態調査
母集団	全世帯	Webモニター
調査時期	2022年9～10月	2020年2～3月
調査対象	15歳以上	15歳以上75歳未満
フリーランスの総数	257万人	462万人
本業がフリーランス	209万人	214万人
副業がフリーランス	54万人	248万人

注) 就業構造基本調査では副業をおもなもの1つのみ調査しているが、フリーランス実態調査では副業を複数調査している。そのため、「副業がフリーランス」の人数に大きな差が出ているものと推測。



「令和4年就業構造基本調査」結果  
から作成



(n=7,478)  
出典：内閣官房「フリーランス実態調査結果  
(令和2年5月)」資料

令和4年調査では内閣官房が実施した調査結果に近い結果が得られたことから、ガイドラインどおりに把握できていると判断し、令和4年調査と同様の扱いとしたい。

## 2. 行政機関、地方公共団体からの調査事項に係る要望①

調査事項の要望	要望の理由	対応の方向性
2つ目以降の「副業」の状況の把握	<p>国民経済計算（JSNA）の雇用者報酬及び雇用者数の副業者に関する推計精度を向上させるため。</p> <p>第IV期基本計画（令和5年3月28日閣議決定）において、雇用者報酬に係る推計手法の改善が求められており、統計委員会国民経済計算体系的整備部会において副業の把握にかかる課題が指摘されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年就調の結果では、非農林業従事者のうち副業をしている者は約5%と少なく、複数の副業をしている者となるとさらに数が少なくなると思われる。</li> <li>調査票スペースの制限もあり副業の個数のみ把握することであれば対応可能である。</li> </ul>
'国籍'の把握	<p>国際機関への修士及び博士人材の就業状況のデータの提出が求められており、我が国のデータについては学校基本調査や国勢調査等の結果から粗い推計を行ったもので提出をしているが、他国に比してデータの精度に見劣りがあるため、精度向上に向けて調査事項の追加を要望する。</p>	<p>本要望は当調査の趣旨に合わないと考える一方で、昨今の国内における外国人労働者数の増加に伴い、国籍を把握することは重要課題と認識。国籍を把握する場合、外国人を偏りなく抽出・推計できるよう標本設計の見直しの検討も必要。</p>
管理職について役職別（役員級、部長級、課長級、係長級）の把握	<p>自治体で定める各計画で女性の活躍推進の指標として「女性の管理職比率」を目標値とするケースがあり、役職ごとの女性比率を算出したいため。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業「公務」については、内閣府男女共同参画局（地方公務）及び内閣官房内閣人事局（国家公務）で把握。</li> <li>産業「公務」以外は、小規模事業所は含まれないが、「賃金構造基本統計調査」（厚労省）で調査しており、調査票情報等二次利用で対応可能と思われる。</li> </ul>

## 2. 行政機関、地方公共団体からの調査事項に係る要望②

調査事項の要望	要望の理由	対応の方向性
本業、副業、前職についての調査事項 「事業の内容」「本人の仕事の内容」を、記入形式から選択式への変更	書き方の問い合わせ及び詳しく記載したくないという調査対象者からの忌避感が多く寄せられたため。	記入内容から個別に判断し、産業・職業小分類に格付けをするため、選択式への変更はできない。
本業の仕事の職種について、選択式の項目の追加	本業の職種は記入式となっているが、転職希望者における希望する職種の選択肢と揃えることで、同職種希望か他職種希望か、他職種希望の場合はどの職種の希望者が多いのかなどの集計が容易となるため。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業の職業は、記入内容から職業小分類まで格付され、希望する職種の選択肢（職業大分類）と比較可能。</li> <li>・転職希望者についての分析は、調査票情報等二次利用で対応可能。</li> </ul>
地方就職（UIJターン）の希望の把握	大都市圏の住民のUIJターン就職への関心度を把握し、人材確保施策立案の参考とするため。	希望ではなく実態を把握することが重要と考え、統計表の拡充を検討。
無業者についてテレワークによる就労の希望の把握	テレワークによる雇用を増やす施策の参考とするため。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「通信利用動向調査」（総務省）でテレワークの希望、テレワークを実施していない理由を調査している。</li> <li>・希望する仕事の種類と非求職理由のクロス結果から、需要があると思われる属性がある程度把握できると思われる。</li> </ul>

### 3. 削除する調査事項の検討

#### 基本的な考え方

報告者負担の軽減、調査票スペースの制限などから、ユーザーニーズの低い調査事項の必要性を精査

##### ユーザーニーズの把握

- 統計表（e-Statに掲載）のダウンロード数、前回調査後の各府省・地方公共団体からの要望により削除候補調査事項を選出 ⇒ P8 参照

##### 行政施策における必要性

- 各府省・地方公共団体における削除による支障の有無（利活用状況）を意見照会 ⇒ P9 参照

##### 削除による支障の妥当性

- 支障の内容から、代替できる分析方法などを検討 ⇒ P11～参照



削除する調査事項を決定

### 3. 削除する調査事項の検討

#### A 統計表のダウンロード数

令和4年就業構造基本調査の統計表の年間ダウンロード数  
(令和5年7月～令和6年6月)

統計表数：518表

一最大値	： 20, 898回
一上位1／4	： 226回
一中央値	： 131回
<u>一下位1／4</u>	<u>83回</u> ★基準値
一最小値	： 45回

#### 【検討方法】

調査事項ごとに統計表のダウンロード数を集計し、基準値以下のものを対象として、前回調査後の要望などを踏まえて削除候補を選出。

#### B 削除候補調査事項

- ①雇用契約の更新回数  
【調査票のA1の4】
- ②希望する仕事の形態（有業者）  
【調査票のA12の4】
- ③希望する仕事の形態（無業者）  
【調査票のB4】
- ④前職の期間  
【調査票のC2】
- ⑤初職について  
【調査票のD1、D2、D3】

# 削除候補調査事項に対する支障の有無

削除候補調査事項	削除の支障（利活用状況）	対応の方向性
①雇用契約の更新回数 【調査票のA1の4】	無	支障が無いことから削除。
②希望する仕事の形態（有業者） 【調査票のA12の4】	有：男女共同参画計画の策定 女性・氷河期世代等の正社員化を向上するための施策	就業構造基本調査結果から転職後の雇用形態を分析することで、雇用形態別の需要をある程度把握することが可能。 ⇒P11～12参照 また、労働力調査の調査票情報等二次利用をすることで、毎年の雇用形態別の雇用者数の推移を把握することが可能。
③希望する仕事の形態（無業者） 【調査票のB4】	有：就業支援施策の検討	
④前職の期間 【調査票のC2】	有：若者や就職氷河期世代に対する就職支援業務及びフリーター等支援事業の実施支援策の検討	他の調査事項から分析することが難しいため存続。
⑤初職について 【調査票のD1、D2、D3】	有：若者や就職氷河期世代に対する就職支援業務及びフリーター等支援事業の実施支援策の検討	初職以外の状況からも、特定の世代についての就業状況を把握することで支援策の検討が可能と思料。 ⇒P13～15参照

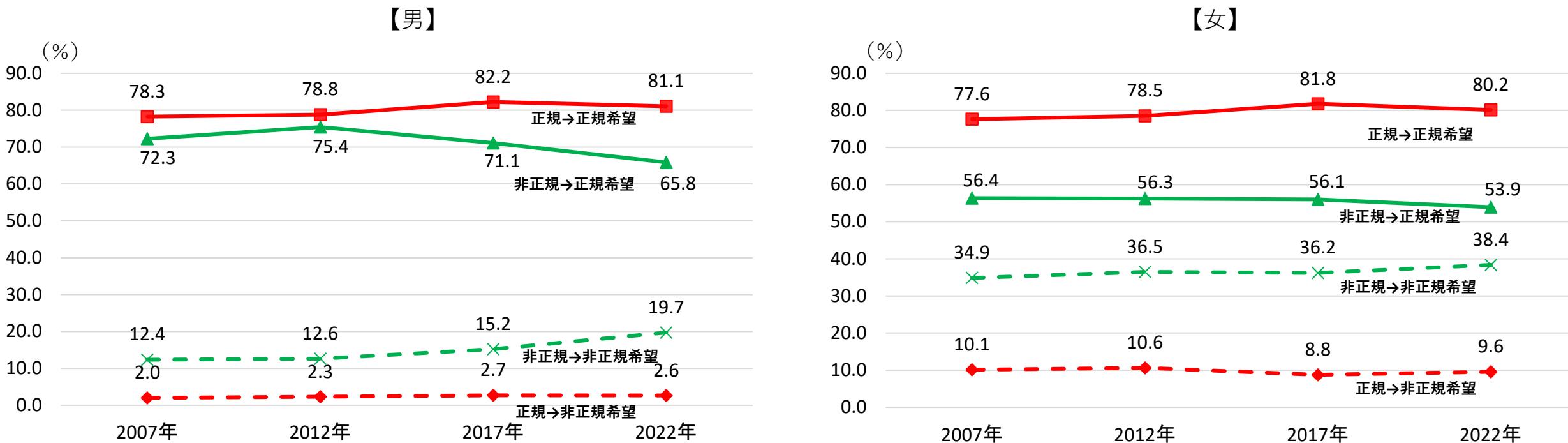
※各府省及び地方公共団体に対し、削除に伴う支障の有無を把握した結果

# 削除候補の調査事項に関し設定当時の追加等の理由

削除候補調査事項	導入時期	当時の追加等理由
雇用契約の更新回数	平成24年	<p>「第Ⅰ期公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）において、有期雇用契約の実態把握について改善するよう指摘されたことへの対応。<u>更新回数の把握とは明示されていない。</u></p> <p>⇒雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間は、引き続き調査する。</p>
希望する仕事の形態（有業者）	昭和43年	就業している人の中にも、収入や就業時間を始め労働条件や働きがいなどの面で、現在の仕事に不満を持っている人もあり、そのような意識をとらえるため。
希望する仕事の形態（無業者）	昭和43年	就業希望の無業者について、就業希望の緊急度や仕事につく可能性を把握するため。
前職の期間	昭和57年	1年以前も含めた前職の内容等を詳細に把握するとともに、現在の就業状態や前職の内容との比較により就業異動を明らかにする。
初職について	平成19年	学校卒業後の初職の状況が、その後の就業に与える影響を把握し分析に資するため。

# 削除候補調査事項に対する支障の有無（調査事項：希望する仕事の形態）

図1 転職希望者の希望する仕事の雇用形態別割合

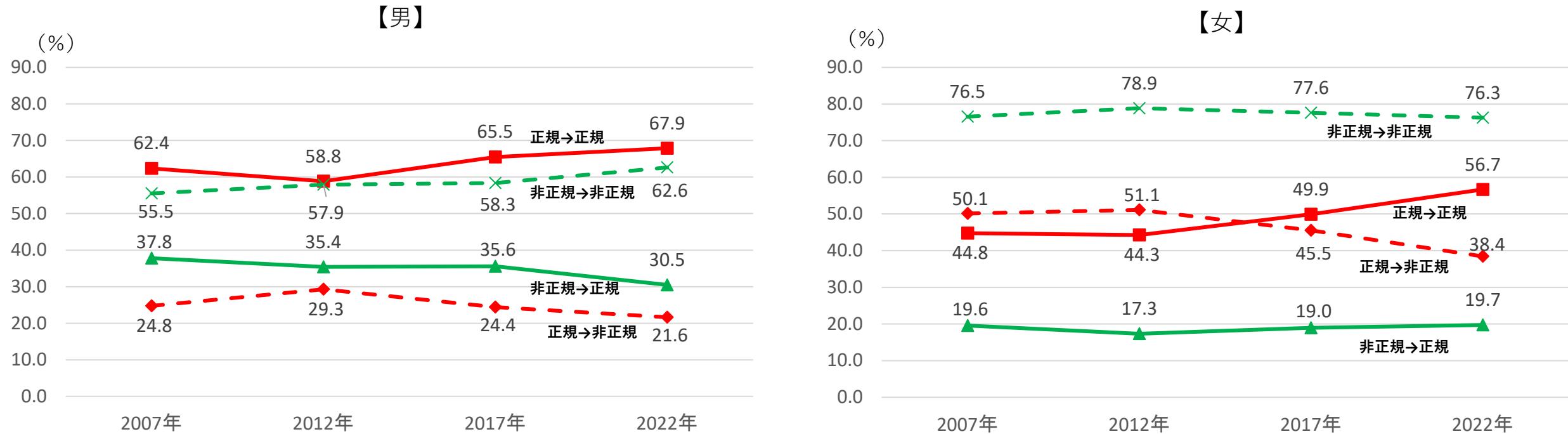


出典：「就業構造基本調査」結果から作成

注) 割合は、転職希望者のうち求職者を対象として、希望する仕事の形態別人口 ÷ 現職の雇用形態別人口 × 100で算出。なお、「希望する仕事の形態」が不詳の者は除いて算出

# 削除候補調査事項に対する支障の有無（調査事項：希望する仕事の形態）

図2 転職後の雇用形態別割合



出典：「就業構造基本調査」結果から作成

注) 割合は、各調査実施年の過去5年以内に前職を辞めて現職に就いた者を対象として、現職の雇用形態別人口÷前職の雇用形態別人口×100で算出

⇒当該調査事項（図1）を削除しても、転職就業者の前職と現職の雇用形態別の割合（図2）を見ることで、おおよその雇用形態のニーズを把握することができるのではないか。

# 削除候補調査事項に対する支障の有無（調査事項：初職について）

図3 初職が非正規の職員・従業員に占める  
現職が正規の職員・従業員の割合－総数

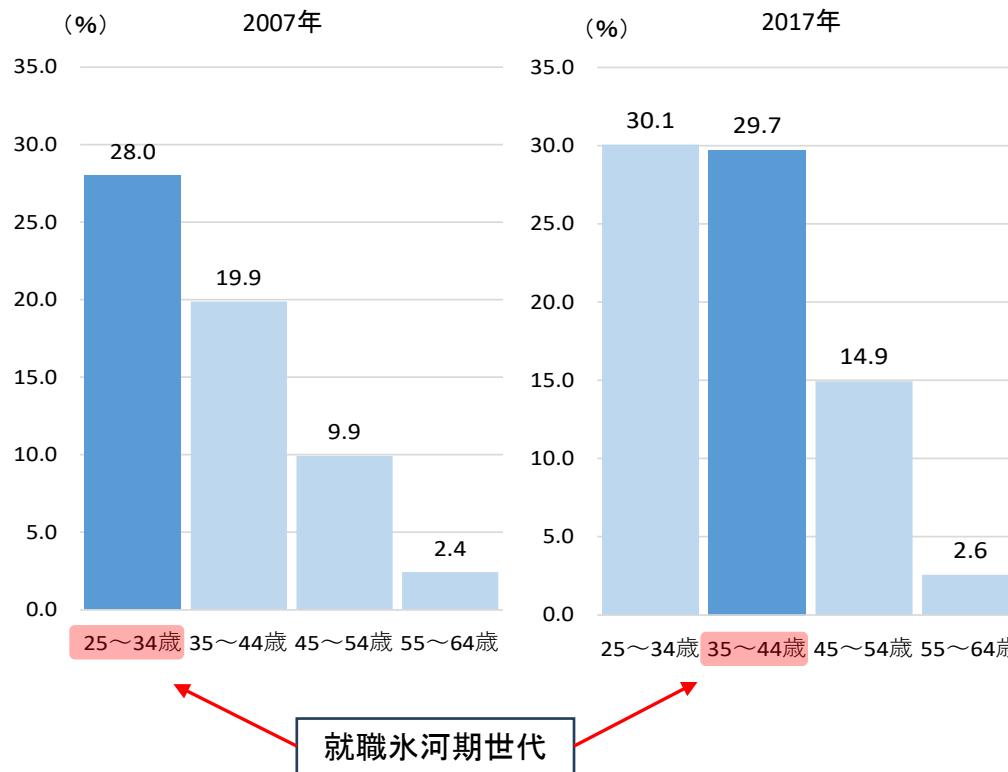
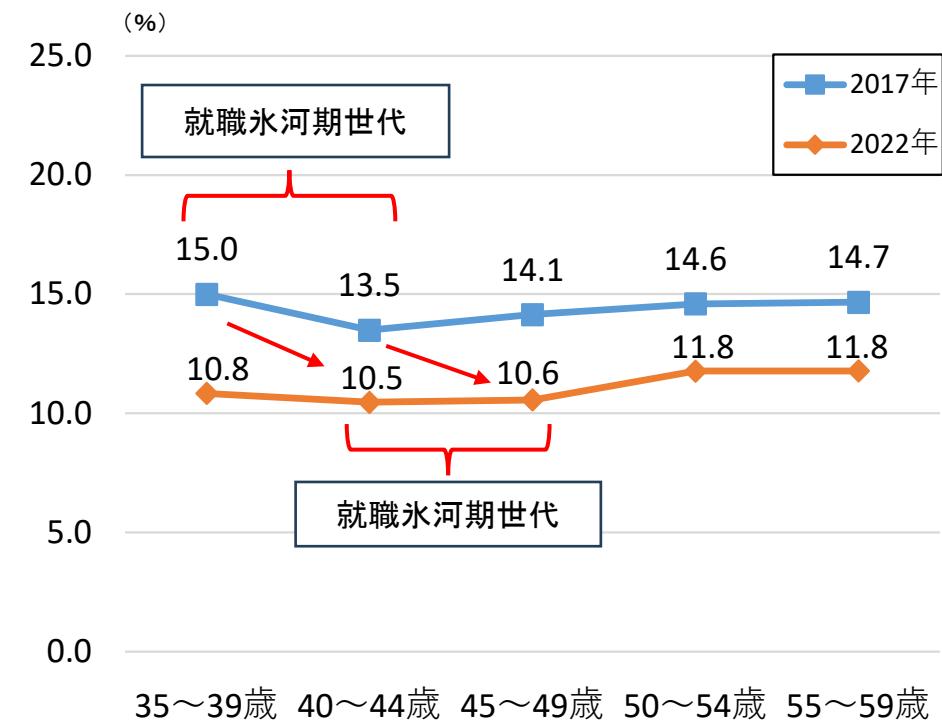


図4 不本意非正規比率－総数



出典：「就業構造基本調査」結果から作成

※「就職氷河期世代」：1973～1982年生まれの世代として想定

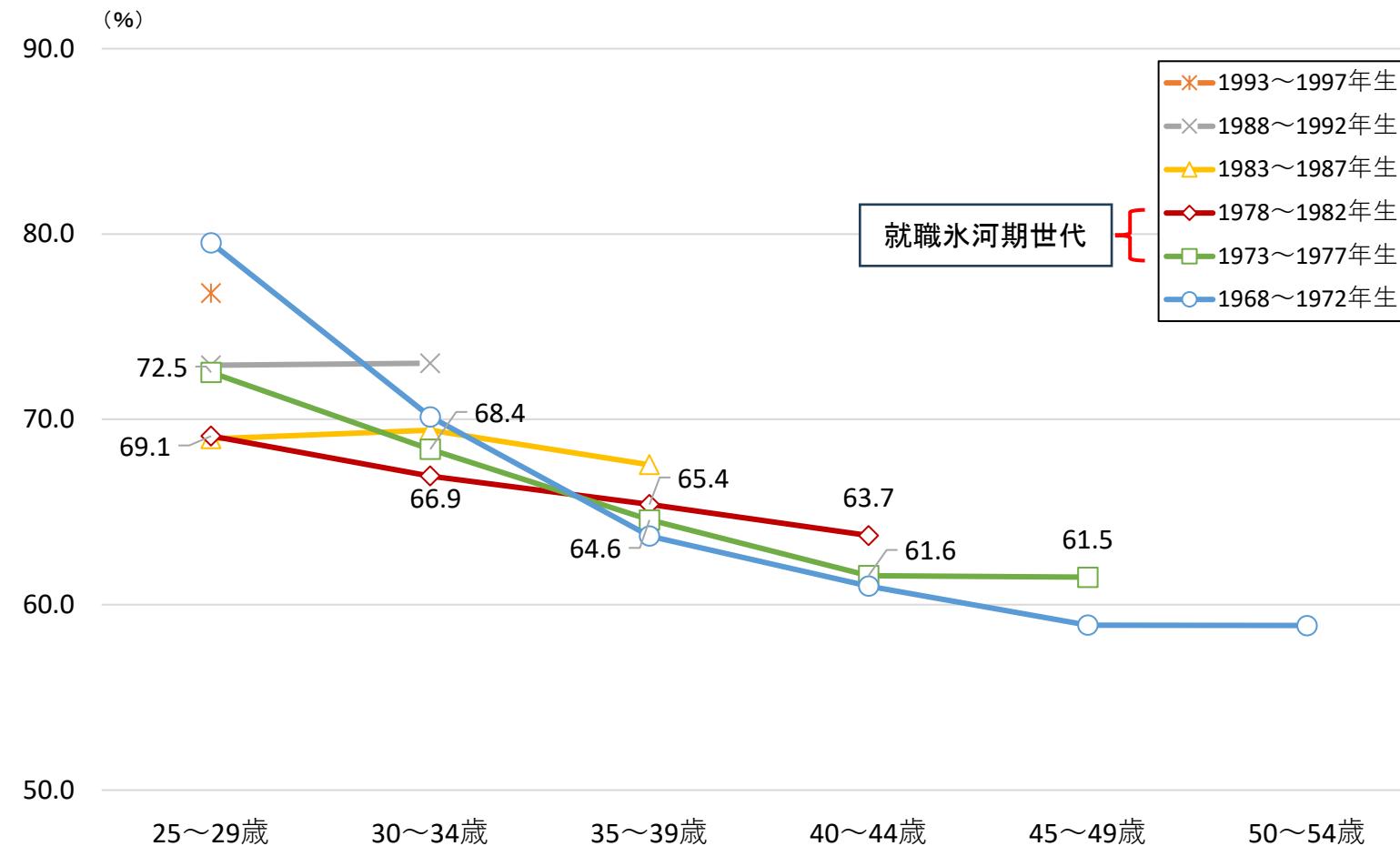
注1) 図3は、「現職の従業上の地位・雇用形態」が不詳の者を除いて算出

注2) 図4は、「現職の雇用形態についている主な理由」が不詳の者を除いて算出

「不本意非正規比率」は、非正規の職員・従業員に占める現職についての理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者の割合

# 削除候補調査事項に対する支障の有無（調査事項：初職について）

図5 有業者に占める正規の職員・従業員の割合－総数



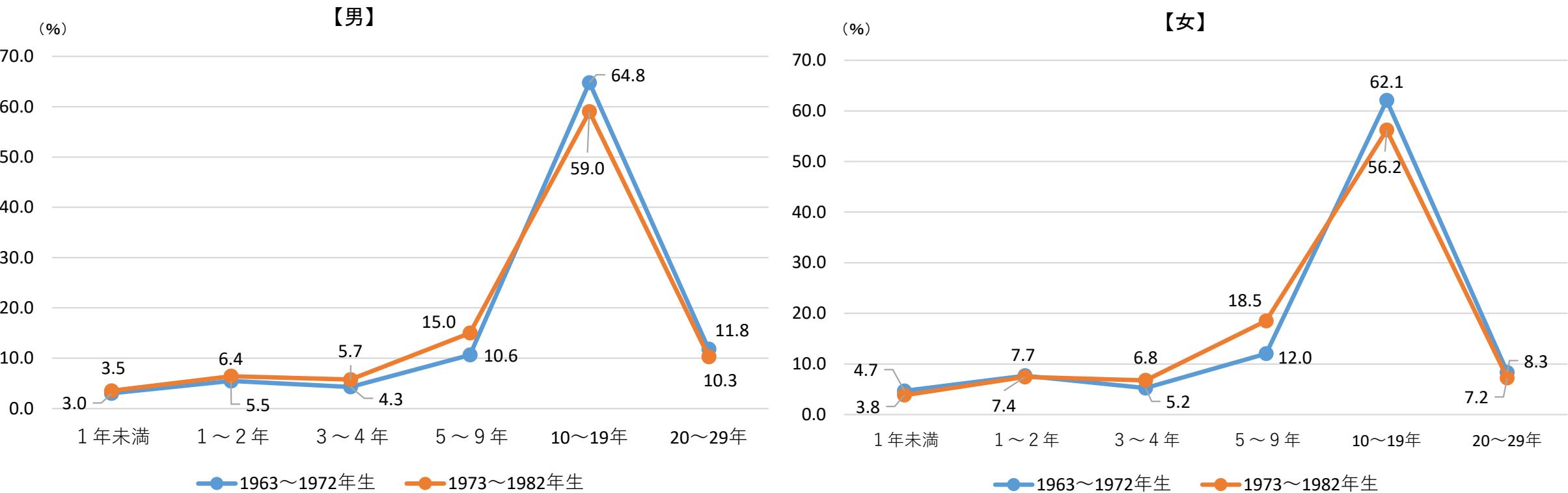
出典：「就業構造基本調査」結果から作成

※「就職氷河期世代」：1973～1982年生まれの世代として想定

注）「従業上の地位・雇用形態」が不詳の者を除いて算出

# 削除候補調査事項に対する支障の有無（調査事項：初職について）

図6 35～44歳、大学卒の正規の職員・従業員に占める継続就業期間別の割合



出典：「就業構造基本調査」結果から作成

注) 「継続就業期間」が不詳の者を除いて算出

⇒当該調査事項（図3）を削除しても、年齢別の不本意非正規比率（図4）、有業者に占める正規の職員・従業員の割合（図5）、継続就業期間別の割合（図6）などを見ることで、特定の世代の就業状況を分析することが可能ではないか。

# 4. スポットワークなど新しい働き方についての検討

働き方の多様化で、スポットワークやギグワークなどが近年増加している。該当者が回答に迷わないよう、「調査票の記入のしかた」の説明を明確にするとともに、スポットワーカー、ギグワーカーを把握する必要があるか、把握するとした場合、どのような調査事項があれば把握が可能か検討する。

## ●スポットワーク

### (1) 定義

正式な定義はないが、以下に記載された内容からスポットワーカーを特定することが可能と思料。

○一般社団法人スポットワーク協会「スポットワーク雇用仲介事業ガイドライン」より

- ・デジタル技術を用いた短時間・単発の就労を内容とする雇用契約

○厚生労働省 いわゆる「スポットワーク」に関する留意事項等 労働者及び使用者向けリーフレット内の定義

- ・短時間・単発の就労を内容とする雇用契約のもとで働くこと
- ・スポットワークの雇用仲介を行う事業者が提供する雇用仲介アプリを利用してマッチングや賃金の立替払を行うもの
- ・アプリを用いて、雇用主が掲載した求人にスポットワーカーが応募し、面接等を経ることなく、短時間にその求人と応募がマッチングすること

⇒アプリを用いて応募し、面接等を経ることなく採用された短時間・単発の仕事。

### (2) 把握するために必要な調査事項

調査票「A1 雇用形態」：選択肢「パート」、「アルバイト」、「その他」のいずれかを想定

調査票「A1の3 雇用契約期間」：選択肢「1か月未満」より短い選択肢の追加（「1日以内」など）

新規追加が必要な事項：「デジタル技術を用いた採用か」

# 4. スポットワークなど新しい働き方についての検討

## ● ギグワーク

### (1) 定義

正式な定義はないが、以下で行われた調査での定義が参考になると思料。

○NIRA総研「就業者実態調査」

- ・企業と雇用契約を結ばず、インターネット経由で企業や個人から単発・短時間の仕事を請け負う働き方

### (2) 把握するために必要な調査事項

調査票「A1 雇用形態」：選択肢「自営業 一雇人なし－実店舗なし」を想定

新規追加が必要な事項：「インターネットを経由して単発・短時間の仕事を請け負っているか」

### <現行の調査事項における措置>

- ・現行の調査事項で、スポットワークやギグワークを行う者が記入に迷わないよう、「記入のしかた」等で適切な説明を行う。

### <新しい働き方の把握に係る課題>

①スポットワーク、ギグワークについて正式な定義がない状態で、独自に把握することは適切か。

※「諮問第156号の答申 就業構造基本調査の変更について」の（令和4年に実施する調査に係る変更）

「1 (2) イ (イ) a ii」（フリーランスの定義）において以下の記載あり

「本調査により作成する統計が、公的統計の中核である「基幹統計」として位置付けられていることを踏まえ、公的な定義に沿った集計を行うことが必要と考えられる」

②調査事項や記入の説明が複雑になり、報告者負担が増えないか。

③2つの働き方は副業として行っている者が多いと考えられるが、有業者に占める副業を行う者の割合が低い状況で新しい働き方を正確に把握できるか。